

平成24年
10月より

65歳以上の年金受給者で、
住民税を納税されている方に
お知らせです。



住民税の年金からの 引き落としが始まります。

〈特別徴収制度〉

〈特別徴収制度〉とは、年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市区町村へ直接納入することです。

現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方には、年4回、役所や金融機関などに出向き、住民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市区町村へ直接納入することになります。

これまで



平成24年
10月から



新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし制度へのご理解をよろしくお願いいたします。詳しくは裏面をご覧ください。→

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち 住民税の納税義務のある方が対象です。

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。
この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、
前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。
ただし、以下の方については、対象となりません。



◆介護保険料が年金から引き落としされていない方

◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など

引き落としの
対象となる年金とは…

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

引き落としされる
住民税額は…

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。
給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり
給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

引き落としが
中止となる場合は…

引き落とし開始後、市区町村外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが
発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により役所(場)
や金融機関などで納める方法)により納めていただくことになります。

平成24年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例)住民税の年税額が
6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

	納付書で納める (普通徴収)			
月	6月	8月	10月	1月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

引き落としの開始は、平成24年10月支給分の
年金からとなります。そのため、平成24年度の
住民税額のうち半分については、平成24年6月
と8月に、これまでどおり納付書で納めていた
だくことになります。



平成24年度の納め方

	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付
書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の
1/6ずつを引き落とします。

平成25年度の納め方

	年金から引き落とし (特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			25年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。
10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引い
た残りの税額を引き落とします。

このリーフレットでは、個人市県民税を「住民税」、公的年金を「年金」と表現しています。また、
これまで口座引き落としにより納付をされていた方は、納付書で納めると表記してある部分に
ついては、口座引き落としが継続されることになります。